

<p>陳 情 第 3 号</p>	<p>令 2. 9. 3 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>市民福祉手当の拡充や低所得者への支援について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>近年、一般市民向けに商品券が発行されるケースが多々あるが、障害者はその経済活動を浮揚させるための取組に対して、金銭を投じて商品券を購入することが困難だと聞いている。また、その他の市民でも、所得に余裕がない限り商品券を購入しないケースもあると考える。</p> <p>経済の好循環を語る上で、一部の市民が置き去りになると消費活動の潜在需要を掘り起こすことは困難であると考えに至った。市民が誰一人として取り残されないことで、経済浮揚が実現するわけであるが、現行の市民福祉手当などの福祉施策を見る限り、障害者や低所得者（月収13万円以下）への配慮が欠如していると考え。</p> <p>そこで、市民福祉手当（重度障害者手当）に関しては、身体障害者手帳3級及び精神障害者保健福祉手帳3級の所持者に対しても手当が支払われる仕組みづくりを検討し、また、低所得者に対しては販売型の商品券ではなく、配付型商品券を交付するなど策を講じなければならないと考える。</p> <p>については、本市の消費活動の潜在需要を浮揚させるため、障害者に対する市民福祉手当の支給対象を拡充するとともに、低所得者に対して配付型商品券を交付していただくよう陳情する。</p>	